

政策支援融資
創業（開業）・経営承継支援資金（創業無保証人型）要綱

1 目的

この融資制度は、国の全国統一制度「スタートアップ創出促進保証制度」の対象であり、創業から一定期間を経過していない会社等に対する事業資金供給の円滑化を図るとともに、経営者保証を不要とすることで創業機運の醸成による創業者の増加等を促し、また中小企業者の積極的な事業展開を推進することで、創業者の事業の活性化に資することを目的とする。

2 融資対象

京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となるもので、次のいずれかに該当するもの。ただし、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては、創業資金総額の1／10以上自己資金を有していることを要する。

- （1）事業を営んでいない個人が2箇月以内（認定特定創業支援等事業により支援を受けたものは6箇月以内）に京都市内で新たに会社（中小企業者に限る。）を設立し、かつ当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- （2）事業を営んでいない個人により設立された会社（中小企業者に限る。）であって、その会社の設立の日以後5年を経過していないもの
- （3）中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに京都市内で会社（中小企業者に限る。）を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- （4）中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに京都市内で設立した会社（中小企業者に限る。）であって、その会社の設立の日以後5年を経過していないもの
- （5）事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始した日以後5年を経過していないものであって、新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないものとして創業者とみなされるもの（以下「みなし創業者」という。）

3 融資対象資金

創業者（みなし創業者を含む。）である期間内に産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下「法」という。）第2条第28項に規定する創業により行う事業の実施のために必要となる設備資金及び運転資金

4 融資条件

(1) 融資限度額

1, 500万円以内とする。

なお、以下のいずれかの要件を満たす場合は、3, 500万円以内（注）（ただし、下記エにあっては、取扱金融機関からの独自融資での借入額の範囲内）とする。

ア 別表第一に掲げる起業家育成セミナー等を修了しているもの（修了後3年以内に事業を開始するものに限る。）

イ 商工会議所、商工会若しくは地域ビジネスサポートセンター（以下「商工会議所等」という。）による開業等のための支援を受けているもの（支援を受けてから3年以内に事業を開始するものに限る。）

ウ 別表第二に掲げるインキュベート施設等に現に入居しているもの

エ 事業資金について取扱金融機関からの独自融資での借入が決定しているもの

オ 京都市・京都府との連携等のもとに保証協会が取り組む伴走支援を受けたもの

カ 法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けたもの

(2) 融資利率 年1. 2%（固定金利）

ただし、(1)エにあっては、取扱金融機関の定める固定金利とする。

(3) 融資期間 10年以内

(4) 据置期間 必要により2年以内の据置期間を認める。

ただし、(1)エ又は保証申込時に既に取扱金融機関からの独自融資の残高がある場合にあっては、3年以内の据置期間を認める。

(5) 返済方法 原則として元金均等月賦返済とする。

(6) 保証人・担保 いずれも徴求しないこととする。

（注）融資限度額は、スタートアップ創出促進保証と創業関連特別保証、及び再挑戦支援保証と合わせて3, 500万円を限度とする。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行 池田泉州銀行

京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合

三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

ア 本制度による融資の相談及び受付機関は、取扱金融機関の本・支店とする。

ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続等を説明する。

イ 創業計画の充実を図るため、経営支援等の助言・支援等の積極的な活用を図るものとする。

(2) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に別表第三に掲げる書類を添付の上、取扱金融機関（受付機関）の窓口に提出しなければならない。

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、受け付けた融資申込書及び提出書類の内容を調査・審査し、融資ができるものについては、保証協会と協議したうえで、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、必要により取扱金融機関と協議し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行するものとする。

(4) 商工会議所等の経営支援員等による融資実行後の経営支援

経営支援員等は、融資実行から3箇月後に経営に関する支援を行うものとする（ただし、4（1）エ及びオを除く）。

8 金融機関の責務並びに報告

(1) 金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。

(2) 金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを保証協会に提出するものとする。

なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由記載した書面を保証協会に提出するものとする。

9 EBP Mに伴う情報提供

保証協会は、中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込額、保証承諾日及び保証承諾金額を、電子データで経済産業省に送付しなければならない。

10 その他

(1) 本制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする（ただし、2（1）及び（3）を除く）。

(2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会をすることができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

(4) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の創業（開業）・経営承継支援資金創業無保証人型「スタートアップ創出促進保証制度」取扱要領に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

別表第一（４（１）ア関係）

名 称
京おんな塾
その他市長又は府知事が指定するもの

別表第二（４（１）ウ関係）

名 称
公益財団法人京都高度技術研究所イノベーション創出コミュニティ創業準備支援ブース
K R P テクノロジースタートアップ・アクセラレーター
京大桂ベンチャープラザ
クリエイション・コア京都御車
西陣産業創造會館
京都府女性チャレンジオフィス（京都市内に所在するものに限る）
その他京都市内に所在するインキュベート施設等で、市長又は知事が指定するもの

別表第三（６－（２）関係）

共通	I 信用保証委託申込書（保証協会所定） II 創業計画書（保証協会所定）、及び記載事項が客観的に確認できる書類 III 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可等を証する書面の写し（原則として保証承諾時までには許認可等を取得すること） IV 見積書、売買契約書、建築確認書、賃貸借契約書、家主の改装承諾書、平面図等（設備資金等で該当する場合） V 商工会又は商工会議所の確認書（別紙様式１）（ただし、４（１）エ及びオの場合は不要） VI その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類
----	---

個別（以下、２（１）～（５）に対応）	
(1)	I 勤務経歴証明書（保証協会所定）（勤務経歴がある場合。） II 公証人の認証のある定款の写し III 株式（出資）払込金保管証明書 IV 会社設立についての誓約書（保証協会所定）
及び (4)	I 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ） II 試算表等（決算期から６箇月以上経過している場合） III 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し（必要に応じ） IV 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始又は会社を設立した日から６箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）
(3)	I 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し II 株式（出資）払込金保管証明書 III 会社設立についての誓約書（保証協会所定） IV 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ） V 試算表等（決算期から６箇月以上経過している場合） VI 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始又は会社を設立した日から６箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）
(5)	I 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ） II 試算表等（決算期から６箇月以上経過している場合） III 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し（必要に応じ） IV 開業届控の写し（保証承諾時までには） V 会社設立創業者が事業の譲渡により事業の全部又は一部を設立会社に承継させたことが客観的に確認できる資料 VI 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始した日から６箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）

個別（融資限度額を３，５００万円以内とする場合）（以下、４（１）ア～カに対応）	
	ア 起業家育成セミナー等修了者にあつては、セミナー等の修了証明 イ 商工会議所等から発行された支援証明書（別紙様式２） ウ インキュベート施設等に係る入居審査結果通知書、賃貸借契約書等、インキュベート施設等に現に入居していることが確認できる書類 エ 取扱金融機関からの独自融資での借入が確認できる書類 オ 保証協会の伴走支援を受けたことが確認できる書類 カ 認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市町村長発行の証明書の写し